

令和3年度国民健康保険料の料率について

区分	医療分保険料 (国民健康保険加入者の 医療費に充てる分)	支援金分保険料 (後期高齢者医療制度の加入者の 医療費に充てる分)	介護分保険料 (介護費に充てる分。40歳以上 64歳以下の方が対象。)
①平等割額 (世帯割額)	<u>31,140</u> 円 (一世帯あたり)	<u>10,220</u> 円 (一世帯あたり)	<u>7,140</u> 円 (一世帯あたり)
②均等割額 (人数割額)	<u>17,380</u> 円 × 加入者数	<u>5,710</u> 円 × 加入者数	<u>5,210</u> 円 × 40歳以上64歳以下の加入者数
③所得割額	各加入者の令和2年中の所得から基礎控除額を差し引いた金額 × <u>8.83</u> %	各加入者の令和2年中の所得から基礎控除額を差し引いた金額 × <u>2.94</u> %	40歳以上64歳以下の各加入者の令和2年中の所得から基礎控除額を差し引いた金額 × <u>2.35</u> %
最高限度額	63万円	19万円	17万円

※世帯の所得割額は、各加入者(介護保険料は40歳以上64歳以下の加入者のみ)ごとに計算した所得割の合計額となります。
 ※基礎控除額は、地方税法第314条の2第2項に定める控除額です。